

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第2回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和元年12月4日（水）	14時00分から 15時00分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館3階 第4会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 笠谷 昇 副会長 谷本 雅洋 副会長 大下 和徹 委員 戸出 美穂子 委員 中村 太加子 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 小野 克史 委員 信野 孝男 委員 高橋 裕太郎 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	石川 聡子 委員 田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 竹安 庄平 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 2. 可燃ごみ広域処理施設の整備スケジュールの見直しについて 3. その他	
提出された資料等の 名 称	資料1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における主な施策の令和 元年度の取り組み及び実績 資料2 可燃ごみ広域処理施設の整備スケジュールの見直しについて 参考資料 し尿(家庭系、事業系)の受入量の推移について	
決 定 事 項	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における重点施策・事業につ いて、令和元年10月末時点までの実績及び今年度の予定を確認 し、引き続き取り組みを進めていくものとした。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 環境総務課	

審 議 内 容

橋本会長：定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回枚方市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：本審議会には17名の委員の皆様で構成されており、ただいま、12名の出席をいただいております。審議会の成立要件であります過半数に達しておりますことを報告申し上げます。

橋本会長：お聞きのように定足数に達しておりますので、議事を進めていきたいと思えます。それでは、本日の審議会の傍聴希望者を確認させていただければと思います。傍聴希望者はおられますか。

事務局：傍聴希望者はおられません。

橋本会長：お聞きのとおり傍聴希望者はおられませんので、議事を進めさせていただきます。

それでは、続きまして、本日の審議会資料の確認を、事務局からお願いします。
(事務局による資料の確認)

第1回審議会質問事項 事業系し尿の搬入量について

橋本会長：それでは、案件に進む前に、前回の審議会において「事業系し尿の搬入量」について委員から質問があり、次回の審議会でお答えいただくことになっていましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局：第1回目の審議会において、稲森委員よりご質問いただきました、平成30年度の事業系し尿の受入量が大きく増加していることについて、ご説明いたします。
お手元の参考資料をご覧ください。

上段にあります、前回の審議会資料「し尿・浄化槽汚泥の受入量の推移」は、平成27年度から平成30年度までの4年分の受入量をお示ししております。平成29年度、30年度では増加しておりますが、下段の表にありますように、平成20年度から平成30年度までの直近10年間の受入量では、ほぼ横ばいとなっております。受入量が増減する要因としましては、定期的な収集以外にも工事現場や各種イベント会場に設置される仮設トイレの収集が含まれるため、変動するものと考えます。

橋本会長：ありがとうございます。長期的にみると、変動の範囲内であるとの説明であったかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、引き続き、令和元年度第2回 枚方市廃棄物減量等推進審議会の案件に進ませていただきます。

案件1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて

橋本会長：案件1「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて」です。事務局から資料1の「基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進」について説明をお願いします。

します。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1の1～13ページに基づき説明)

橋本会長：ここまでの基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進の項目です。今までの事務局からの説明に関して、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

谷本副会長：11 ページの取り組み名称「22. 清掃工場見学の推進（小学校等）」について、今年度の予定に「小学生の施設見学受付方法の見直しを実施したが、想定外の問題点が多く」とありますが、具体的にはどういった問題があったのでしょうか。

事務局：今年度に受付方法を見直し、電話からメールへ受付方法の変更を実施しましたが、小学生の施設見学は、清掃工場と村野浄水場を合わせて組まれることが多く、村野浄水場の予定との調整などで、受付対応のメールも何度かやり取りを行うこととなります。そうした中で、予約がスムーズに行えなかったことがありました。

今後の対応としまして、申込が一時期に集中しないように、申込受付開始時期を現在4月1日からとしているところを、その6か月前から受付を開始することを検討しています。

橋本会長：その他、ご意見等はございますか。

田 委 員：5 ページの取り組み名称「9. 再生資源集団回収報奨金交付事業」についてですが、一部の自治会等にだけ報奨金が支払われているという不平等な面があり、また、市民のみなさんのリサイクル意識が向上している現在において、集団回収を促すための報奨金が本当に必要なのか気になっています。

橋本会長：まず、事務局から市の考えを説明いただけますでしょうか。

事務局：行政で回収・処理を行った場合、かなりの経費がかかることが想定されます。集団回収においては、現在、年間約1万5千トン回収いただいております、1キログラムあたり4円の報奨金であれば費用対効果もあり、この制度を今やめるということは考えておりません。

今後は、古紙市況の変化を注視しながら、今年度から始めた古紙の行政回収と両輪で行っていきます。

橋本会長：報奨金制度がなくなったときに、古紙がどこに流れるかという点も考えなければいけませんね。報奨金制度に登録せずに、独自に集団回収を行っている自治会などもあるかと思いますが、各自治会でそのように判断されているということだと考えられます。

信野委員：私も自治会に入っていますが、市から報奨金が出ているという認識はありませんでした。

事務局：自治会だけでなく、子ども会や老人会等の団体に登録いただければ活用いただける制度となっています。

橋本会長：関連した質問ですが、古紙類の回収量については、雑がみ・紙製容器包装を含めて増えている傾向にあるのでしょうか。

事務局：集団回収の古紙類の回収量は、人口減少や雑誌のデジタル化が影響しているのか、千トン単位で減少傾向にあります。今年度6月から始めた古紙の行政回収では、雑

がみを主なターゲットとしており、これまでのところ、雑がみも多く回収されている状況です。

橋本会長：わかりました。私のほうで気になった点ですが、7ページの取り組み名称「14. ごみの適正排出に係る啓発活動の推進」について、今年度10月末時点の実績が、既に昨年度の啓発活動世帯数を上回っていますが、これは今年度に取り組みの強化を行ったからでしょうか。

事務局：今年度は、単身集合住宅をターゲットとした啓発活動を強化しており、その結果であると考えています。

橋本会長：わかりました。そのほか、よろしいでしょうか。

それでは事務局より引き続き、資料1の14ページ「基本方向2 事業系ごみの4Rの推進」から最後まで説明をお願いします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1の14～19ページに基づき説明)

橋本会長：今の事務局からの説明に関して、何かご意見、ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

ないようですので、次の案件に移りたいと思います。

案件2. 可燃ごみ広域処理施設の整備スケジュールの見直しについて

橋本会長：それでは、案件2 「可燃ごみ広域処理施設の整備スケジュールの見直しについて」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料2に基づき説明)

橋本会長：今の事務局からの説明に関して、何かご意見、ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

信野委員：オオタカの生息数はどれくらいなのでしょう。

事務局：全国的には、かなり多く生息しています。2008年の調査では関東地方とその周辺だけでも生息数が約5800羽という結果が出ています。最近では、オオタカは絶滅危惧種というランクから外している都道府県が多いのですが、建設地である京都府では、絶滅危惧種となっていますので、オオタカの保全を行っていくこととなっています。

大下委員：穂谷川清掃工場の設備補修工事は、令和2・3年度に実施するとありますが、この工事は従来どおりのスケジュールであった場合、必要がなかったものなのでしょうか。

事務局：従来どおりのスケジュールで、穂谷川清掃工場を令和5年度に廃止することとなっていた場合には、設備補修工事は必要がなかったものですが、施設の老朽化が進んでおり、稼働を2年間延長するためには、どうしても行わなければならないものとなっています。

大下委員：令和2・3年度に穂谷川清掃工場が2年間、設備補修工事を行っている間は、ご

みの焼却はどのようなのでしょうか。

事務局：例年、清掃工場は年に２回、定期補修工事を行っております。令和２・３年度の設備補修工事は、定期補修工事の際に加えて実施するものであり、穂谷川清掃工場が２年間通して稼働しないものではありません。穂谷川清掃工場の焼却炉と東部清掃工場の２つの焼却炉の補修工事を行う時期をずらし、全ての焼却炉の稼働が停止する期間がないよう計画を立てています。

谷本副会長：整備スケジュールの見直しによって、従来想定していなかった費用が発生することとなると思うのですが、これは市が負担することとなるのでしょうか。

事務局：工期が伸びますので、その分費用が高くなる可能性もありますが、今後、行っていく競争入札の結果によっては、抑えられる可能性もあると考えております。費用負担については、国等の補助はありませんので市が負担することとなります。

橋本会長：よろしいでしょうか。

それでは、最後の案件に移りたいと思います。

案件３．その他

橋本会長：それでは、案件３ 「その他 」ですが、何かあればお願いします。

信野委員：レジ袋の有料化の動向について、なにか情報があればお聞きしたいです。

田 委 員：いつから有料化になるかなど、まだ決まったものはないですね。

橋本会長：有料化が決まれば、今後、法律で定められることとなると思います。

事務局から何かあればお願いします。

事務局：特にありません。

橋本会長：それでは最後に事務局から連絡事項等がありますか。

事務局：次回の審議会の詳細につきましては決定次第、委員の皆さまに連絡させていただきます。お忙しい中恐縮ですが、引き続き、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

橋本会長：委員の皆様や事務局から特になければ、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。